

大正期の生活改善同盟会における 「社会教育」の位置づけ

— 生活改善運動における対象の「下方拡大」をめぐる —

久井英輔

(2014年10月2日受理)

The Position of “Adult Education” in the *Union of Life-Improvement* in the Taisho Era
— About the “downward extension” in the movement for life-improvement —

Eisuke Hisai

Abstract: The movement for life-improvement in the Taisho era in Japan was based on the life style of the upper part of new middle class in terms of style of movement and in terms of budgetary condition of living. However, this movement had the potentiality to cross the border between social classes. First, its ideal model of living was not totally consistent; it was the amalgam of secular moralism and life modernism, and manifested itself as an enumerative list of items for life-improvement. Second, this movement was based not only on the “union” of practitioners which was mostly consist of the upper part of new middle class, but also on the ideal of “adult education”.

On the other hand, the movement for life-improvement was criticized because of its class-based characteristic. These criticisms were often expressed as contempt for the "upper class"(not for the "upper part of new middle class") by journalism. This type of criticism was based on traditional secular moralism in Japan. This movement had the potentiality of “downward extension” in terms of social class, but the “barrier” around the movement was also recognized.

Key words: adult education, movement for life-improvement, social class

キーワード：社会教育，生活改善運動，社会階層

I 問題設定

1. 生活改善運動における三つの「捉えにくさ」

日本におけるいわゆる生活改善運動は、大正期の都市部において特にその取り組みが同時代においても注目されていた。無論それ以外の時代や、都市でなく農村においても「生活改善」の語が援用されることも少なくはない。しかし、例えば当時のマスメディアによる「生活改善」という語への言及の度合いから見ても(後に示す図1参照)、大正期の社会のありようと大きく関わる事象であったことは明らかである。それと同

時にこの「運動」が、この時期における都市の変容を踏まえて勃興しつつあった社会教育行政とも深い関わりを有するものであったことも周知の通りである。他方で、この「運動」の性格とその背景には、単純に捉えにくい側面がいくつか存在している。

「捉えにくさ」の第一の要素として、運動の活動形態をめぐる点、つまり生活改善運動は「実践」なのか「教育」なのかという点が挙げられる。生活改善運動は、運動の趣旨に賛同した人々が自らの生活を改善しようとする「実践」であると同時に、その生活改善の趣旨を多くの人に広めようとする「(社会)教育」事業で

もあった。実際、生活改善運動が大々的に注目されたのは、通俗教育（後の社会教育）の専管課である文部省普通学務局第四課が設置され、生活改善運動を主要事業の一つとしたことが影響している。無論、これだけでは二つの側面は必ずしも対立するものとはいえない。しかし、自ら実践しようとする者と、生活モデルの普及対象とで生活実態が大きく違っていれば、または、「生活」という語で意味するものがこの両者の間で大きく異なれば、「実践」と「(社会)教育」の二つの性格は、簡単には相容れないものとなる。

捉えにくさの第二の要素は、生活モデルの理念となる価値観である。生活改善運動は一面においては、内務行政により展開された明治後期の地方改良運動、大正期の民力涵養運動に見られる、通俗道徳的な「勤儉」の要素を色濃く持っていた。例えば、1919年7月～8月に文部省から相次いで出された、いわゆる「国民生活の充実に関する三訓令」は、その直後から同省が本格的に展開する生活改善運動の契機となる重要な訓令であるが、それぞれの訓令の内容は食糧問題、勤勉治産の奨励、消費節約に関するものであり、全体として「勤儉」の論理で記述されているものであった¹⁾。

しかしその一方で、生活改善運動には単なる「勤儉」に留まらない要素も明らかに含まれていた。例えば、生活改善運動を民間団体（文化生活研究会、文化普及会）の側から推進した森本厚吉は、合理的な消費支出までを儉約することを明確に批判していた。

「単に生きて居ると云ふのは生活の目的ではなくして役立つ生活即ち有益な生活を送る必要がある以上は、今日知られて居る科学の示す真理に基づいて合理的な生活を送らねばならぬのであるから、簡易生活では到底その目的を達し得ないのである。奢侈を許さない文化生活は出来るだけ無駄を省いて、能率の増進を害しない範囲で、生活の単純化を図るのであるが、此意味に於ける簡易生活であるならば是を富豪に鼓吹す可きもので、生活に余裕のない中流以下の者に説くのは却て害を及ぼすのである。」(傍点原文)²⁾

また、生活改善運動に深く関わった文部省普通学務局第四課長の乗杉嘉寿も、

「生活改善の問題を世の中に持出しますと、非常に物質的の考からどうも君達の言ふのは洵に余裕がない、人間としての味がない、趣味の問題を一つも解して居らぬ、[...]さうでない、それは無論吾々の理想的な生活と云ふものに就ては絶えず考へて行きたいと思ふのであります。決して物質に泥んで精神を無にすると云ふ考は無いので乃ち生活の上に人間の特性や趣味の向上といふことを加へて

ゆくこと又大切なことである」³⁾

と述べ、豊かさ、ゆとりを生活の中に作り出そうとする意図を示していたのである。

「捉えにくさ」の第三の要素として、この運動の対象とする「生活」がどのような社会階層のそれを意味していたのかという点が挙げられる。先述の森本の引用の中に見られた「簡易生活」という語は、フランス人神父 C. Wagner の著した *La Vie Simple* (1895) が明治末期から大正初期にかけて翻訳されることで⁴⁾、日本社会に広まっていった。「簡易生活」(または「単純生活」)という語を用いて、奢侈に陥りがちな生活の簡素化をめざすという視点は、前述の通り森本が「富豪」という語を用いたように、上流階級やそれに近い新中間層上層の生活水準を前提として取り組まれた「生活改善」の思考法であった。しかし、森本が「能率的標準」としての生活水準に達していない「中流階級」の問題を取り上げたように⁵⁾、「簡易生活」という語がそぐわない新中間層中層・下層の生活も、大正期における生活改善の争点として浮上していた。特にその直接的背景としては、第一次大戦期における物価高騰に伴う生活難があげられる。この生活難はもちろん全ての社会階層に影響のあるものであったが、急激な物価変動に収入が即応しづらく、その社会的地位のために消費水準を簡単には下げにくい都市新中間層において、特に顕著な問題として当時語られた⁶⁾。

大正・昭和初期の都市新中間層は、一部の上層（エリート層）と、大部分の中・下層（非エリート層）から構成されており、相対的に所得の低い中・下層は明治末期から急速に増大した⁷⁾。上層を形成するのは大企業や官公庁に所属する専門職・管理職に就く人々（とその世帯）であり、(旧制の)大学や高等専門学校等の高学歴を有する者の比率が非常に高かった。これに対し明治末から急速に拡大した新中間層の大部分を占める中・下層は、大企業事務職、中小企業勤務者、官公庁事務職（教員含む）から構成され、同じホワイトカラー職ではあるが、前期中等教育卒レベルの学歴を背景とする者が多かった（学校教員は、高等教育卒の学歴を有する者が多いが、所得・生活水準という面ではここでは中・下層に含める）。また、所得や昇進スピードも上層と中・下層では大きな違いがあった。この時期には、「学歴」という近代的基準を背景に、新中間層の内部構造がさらに階層化されるようになっていたのである⁸⁾。当時の生活改善運動が提示した理念や、運動を取りまく言説を、単純に「新中間層」という概念と結びつけようとするとは辻褃の合わない部分が生じてくるが、そのような錯綜は、新中間層の下方拡大に伴う内部構造の成立に由来している。

2. 本稿の位置づけと作業

以上に示した三つの観点の中のうち筆者は、最後に示した、どのような階層の生活を想定して生活改善運動が展開されてきたのかという問いこそが、生活改善運動の捉えにくさを解きほぐしていく上での糸口になると考える。この点に関する検討は、これまでの先行研究でもある程度なされてきた⁹⁾。しかし、「対象」「担い手」をめぐる観点と、それ以外の第一（実践／教育）、第二（通俗道徳／生活モダニズム）、の観点との関連は、十分に検討・整理されていないといえる。本稿では、生活改善運動に半官半民団体としての立ち位置から重要な役割を果たした生活改善同盟会（以下、同盟会と略記する場合あり）を取り上げ、二つの切り口からの考察を試みる。第一には、同盟会の大正期における性格とその変化を、先行研究の知見を再整理しつつ、団体史料を基に「対象」「担い手」としての社会階層の観点から位置づける（Ⅱ）。第二には、この生活改善同盟会が外部の視線からどのように捉えられたのか、その視線が社会階層の観点からどのように説明できるか、当時の新聞記事等を基に検討する（Ⅲ）。以上の検討を基に、生活改善運動の性格と背景を巡る「捉えにくさ」を社会階層の観点から整理する（Ⅳ）。

なお以下では、同盟会の性格や位置づけについて主に1920年代に絞り検討する。1930年代における同盟会の動向、特に1933年の生活改善中央会への改組を巡る経緯と背景について筆者は別途考察しているが¹⁰⁾、ここでは十分に検討できていなかった1920年代の状況を補う作業としての意味も本稿は有している。

Ⅱ 生活改善同盟会における階層的制約とその「越境」

1. 「同盟」と「社会教育」のあいだ

1919年6月に社会教育の主務課として文部省に設置された普通学務局第四課（後の社会教育課）は、当初から主要事業の一つとして、展覧会、講習会などを通じた生活改善運動に取り組んだ。中でも当時の世間の耳目を集めた事業が、1919年11月30日より翌年2月1日まで東京教育博物館で開催された生活改善展覧会である。この展覧会では食糧、被服、住居、社交儀礼、家庭内職等に関する展示物が多数出品され、それに付随して多くの通俗講演会や活動写真上映等も開催された。また展覧会終了後陳列品の大部分は、名古屋、大阪、岡山等に巡回貸出された¹¹⁾。

この展覧会と並行して、乗杉嘉寿と棚橋源太郎（東京教育博物館館長）の主唱により設立されたのが、生活改善同盟会である。1919年12月に生活改善同盟会設

立に関する協議会が開かれ、翌年1月に正式に発足した（1922年10月に財団法人化）。1920年当時の同盟会はその会員の約半数が東京府在住であった¹²⁾。

発足当初の同盟会の活動内容や性格に関しては、生活改善を自ら実施する「同盟」＝「同志の集まり」の運動から、広く民衆を対象とした生活改善のための教育へと、大正後期の短い時期の間に変化したとする指摘が既になされている¹³⁾。その指摘を踏まえ以下では、同盟会発足時から財団法人化までの経緯の中での重要な点を確認・検討したい。

生活改善同盟会が1920年1月に発足した当初の会則では、第2条に「本会ノ目的ハ會員相互ノ協力ニ依リテ我國民生活ノ改善向上ヲ期スルニアリ」、第3条に「本会々員ハ前条ノ目的ヲ達成センガタメ衣食住社交儀礼ノ改善ニ心掛クルハ勿論先ゾ以テ着手シ易キ左記事項ノ実行ニ努力スルモノトス」と謳われており、第3条には17項目の具体的な生活改善事項が列挙されていた¹⁴⁾。その改善事項は、「時間ヲ正確ニ守ルコト」「訪問、紹介、依頼等ハ相互ノ迷惑ニナラザル様心掛クルコト」「親近者ニ対スル外停車場等ノ送迎ヲ廃スルコト」等、大半は社交儀礼に関する事項であり、衣食住の改善に関する具体的な内容は乏しかった。また「本会設立趣旨」では、家庭生活・社会生活について「一切の無駄を省き、虚飾を去り、一層合理的となし、益々国民の活動能率を増進し、以て国運の進展に寄与する事は、実に刻下の一大急務である」としつつ、「然るに其の改善の必要が痛切に感ぜられて居る事柄でも、少数の者だけで之を断行しやうとすると、色々な障碍が起つて案外容易でありませぬ[…]此の困難に打ち勝つには、熱心に現代生活の改善を希望してゐる成るべく多数の同志を糾合して一致の行動に出づるのが最も早道と存じます」と記されている¹⁵⁾。つまり同盟会が発足した当初は、生活改善に対する志を同じくし、行動を共にする者たちの（まさに）「同盟」としての性格が濃厚に現れていたのである。これはそもそも、同盟会の発足当初、生活改善展覧会のように、関連する社会教育事業が文部省主催でも行われていたことによる自然な役割分担であったとも考えられる。

それに対して、1922年10月に同盟会が財団法人化した際に制定された「生活改善同盟会寄附行為」では、

第一条 本会は社会民衆を教育し国民生活の改善向上を期するを以て目的とす

第二条 本会は其の目的遂行の爲め左の事業を行ふ

- 一、衣食住社交儀礼等の改善に関する調査
- 二、生活改善の実物宣伝及実行の促進
- 三、講演会、講習会、展覧会等の開催
- 四、会誌並に調査報告の発刊

五、其他生活改善上必要なる事項

(傍点引用者)

と社会教育を通した生活改善を目的とすることが明確に謳われている¹⁶⁾。

「同盟」による運動を軸として、社交儀礼の簡素化をメインとする活動は、明治後期に都市新中間層上層を対象にして展開された風俗改良運動に多く見られた特色である。典型的には、堺利彦が『万朝報』紙上で提起した「茶代廃止会」(1901年)や同じく堺の編集による『家庭雑誌』において提起された「簡易生活会」(1905年)が挙げられる¹⁷⁾。下方拡大する以前の、比較的裕福な新中間層上層を想定した活動形態が、生活改善同盟会にも色濃く受け継がれていたといえる。

このような「同盟」という形態については、会の発足当初から敷居の高さが懸念されていた。会設立の主唱者の一人である棚橋源太郎によれば、創立当時の生活改善同盟会は、掲げられた実行条目を「必ず断行する」という姿勢をとっていたが、1920年の初頭(1月か2月)に棚橋から同盟会の資金集めへの協力を求められた実業家・渋沢栄一は「趣旨としては大体に於て大賛成であるが、たゞ条目全部を実行せねばならぬことになると、他人は知らず、自分は少々困る」と述べている。棚橋はこれを、「大概の人ならば実行の可能不可能などは好い加減にして、結構々々位で一時を糊塗するところを、[渋沢]子爵は実行不可能の点は初めから公言された」と渋沢の真剣さの現れとして捉え、「子爵の意見を聞いて多少緩和修正の意見も出て来たので、[...]多少の除外例はあつても差し支へないといふ緩和論が勝を占めて、遂に子爵の賛成を得たのである」と述べている¹⁸⁾。

ただし、同盟会の性格が単純に「同盟」から「社会教育」の機関へと変化したとするよりも、「同盟」による自らの生活「実践」と広く民衆に対して行われる「教育」とが混在する中で、次第に後者がより明確に意識されるようになっていった、と捉える方がより適切である。生活改善同盟会の事業は、発足当初からすでに「同盟」としての活動のみに限定されていたわけではないからである。表1に見るように、発足(1920年1月)から財団法人化(1922年10月)以前の期間だけを見ても、実際には同盟会主催の社会教育活動や出版・宣伝活動は決して不活発ではない。また、機関誌の創刊号を刊行した時点(1921年1月)で既に、各地方から講習会、講演会の講師派遣を多く依頼され、同盟会がその要望に応じたケースが既に数十件に上っていること、参考品(生活改善・時間励行に関する絵画)約200点を全国各地に貸与しているが、要望が多く応じきれないこと、等が記されている¹⁹⁾。別の記述では、

表1 生活改善同盟会主催展覧会・講習会・講演会と刊行物

年	主催展覧会・講習会・講演会	刊行物(機関誌以外)
1920	生活改善講演会(11)	『住宅改善の方針』(8) 『服装改善の方針』(8)
1921	生活改善講習会(2, 4) 時記念の講演会(6) 消費経済に関する講演会(11)	『社交儀礼に関する改善事項』(1) 『住宅の間取り及設備の改善』(7)
1922	生活経済展覧会(5~6)	『生活改善調査決定事項』
1923	台所見学会(4)	『生活改善調査決定事項』(3)
1924		『生活改善の案』(2) 『住宅家具の改善』(3)
1925	生活経済展覧会(5~6)	
1926		
1927		『漬物と其漬け方』(10)
1928	台所見学会(4)	『生活改善の案』(2) 『新しい台所と台所用具』(5) 『お米と御飯のいろいろ』(5) 『貯て置ふまで』(10)
1929	講演会(9, 10, 11) 生活改善講演会(12)	『新しい日本住宅実例』(10) 『実生活の雑直し』(11) 『生活改善実話集』(11)
1930	家庭生活改善講習会並研究会(7) 整容講習会(11, 12) 洗濯講習会(12)	『農村に於ける社交儀礼の改善』(4)
1931	手縫ひで出来る児童服講習会(1) 家庭染色講習会(3) 家庭用品改善展覧会(5)	『生活改善要項』 『時に関する改善事項』 『農村生活改善指針』(2) 『今後の家庭生活』(3) 『渋沢翁と生活改善』(12)
1932	家庭で出来る料理の講習会(4) 時間励行の宣伝講演映画会(11)	
1933	時の夕(時間励行の宣伝講演映画会)(1) 単位式献立料理講習会(2, 3) 染色講習会(5)	

注：『生活改善』(『生活』)誌各号の「本会消息」欄などを基に作成。作成に当たっては磯野さとみ『理想の現実の間に』昭和女子大学近代文化研究所、2010年を参照した。

()内は開催月・刊行月(記載のないものは刊行月不明)。

1920年に同盟会の役員、調査委員の講演出張が300~400回、棚橋源太郎1人だけでも50~60回の出張講演が行われたという²⁰⁾。このように、同盟会はその当初、会則に同意した同志による「実践」を基本原理に据えていたが、広く国民に対して行われる「教育」も会の事業の中で当初から併存していた。

また、「同盟」という性格が、社会階層的な限定性を超えた運動・実践の原理として捉えられていた側面もある。棚橋源太郎は同盟会の会務報告の中で、「本会の目的を達するところは結局、[...]一つの学校の職員、一つの会社の同僚であるとか、同族親戚の關係の或ると云ふやうな交際の頻繁な若かも小さな範囲内に於て必要なる改善事項を申合せて実行すると云ふ殊に相ならなければ、実際の効果を奏し得ない」と述べている²¹⁾。「同志」による集まりという手法は、家族・職場・共同体等の多様な社会集団に対して、効果を發揮するものと位置づけられていたのである。

いずれにせよ同盟会の活動は、新中間層上層を中心とした活動に由来する刻印を有しつつも、新中間層全体またはより広い階層への生活モデルの普及につながるポテンシャル性をも胎胎していたのである。

2. 同盟会の活動は「誰」のものであったか?

一方、生活改善同盟会が実際に提示した改善項目は、どのような社会階層を想定していたのだろうか。ここではこの点について、同盟会の提示した改善項目の全体像・意図を解明しようとした先行研究を踏まえながら検討を進める。

同盟会の刊行した『生活改善の栞』(1924年)や『新しい台所と台所用具』(1928年)を検討した山口昌伴は、総じて「枝葉末節十把ひとからげ羅列条項東ね方式」であると評し、「問題とする対象そのものの全体の構図が分かっていない」「台所であれば欧米モデルというものが先験的にあって、それを部分に分解してよりどり見どりに日本の台所に当てはめようとする。ついで国産のアイデアが部品レベルでつけ加わっていく」として、生活の問題構造を捉える意図の薄さ、個々の改善項目の間の体系的なさを指摘する²²⁾。

また中川清によると、同盟会が1920年代に提示した改善項目は全体として、使用人の存在、有価証券・各種保険などの貯蓄、社会事業への寄付、等の記述から見られるように、その想定する生活者が新中間層上層であることが想定されるものであったとする²³⁾。

このことを考えると、例えば奥むめおによる「たゞ中産階級の衣食住を改善せんとするものであります」²⁴⁾、という当時の同盟会批判も、新中間層全体というよりも新中間層上層を想定した運動を批判したものと捉える方が妥当であるように考えられる。このように、新中間層が明治末期以降に下方拡大し、「中流階級」「中産階級」という語とその指し示す実像との関係が揺らいでいた当時の状況に留意しつつ、生活改善運動を巡る当時の言説を読み解く必要があるのである。

ただし、同盟会の提示する生活モデルが新中間層上層以外とは全く隔絶していたとは、必ずしも言い切れない。同盟会の改善項目については、領域によってその体系的に濃淡があり、住宅改善、社交儀礼改善には明確に新中間層上層の生活水準が明確に反映されていたが(ただし、住宅改善は生活モダニズム的、社交儀礼改善は通俗道徳的、という明確な傾向の違いがあったが)、服装改善については洋服の導入という主張が新中間層上層以外にもある程度受容可能であり、また食事改善は方向性が不明確であるものの、幅広い階層に受容可能であったのではないかと指摘されている²⁵⁾。同盟会の改善事項は全体としては新中間層上層を想定していたが、服装改善、食事改善のように、新中間層上層以外にとっても越境/部分的取り入れが可能である側面も見せており、その意味で下方拡大の余地があったのである。

このことは、住宅には手を出さず余裕がなくとも「電化製品」「ミシン」「文化鍋」のような個々の簡便・合理的なツールを利用するのは可能である、というように当時の新しい生活モデルの選択的導入を示唆した中野邦の指摘にも通じる²⁶⁾。一貫した体系的弱さ、羅列的リストとしての性格が、却って同盟会の提示した生活改善項目を新中間層上層以外にも部分的にアクセ

ス可能にしていたといえる。

また小山静子は、当時の生活改善運動が新中間層の中でも上層を想定していたことを、文部省主催の消費経済展覧会(1922年11月～12月)の展示物(月収200円を想定した献立例)を挙げて説明しているが、運動の提示した家族像は新中間層の平均的な現実の生活とはズレがあったものの、消費・再生産の場に純化した家族形態を前提としていたという点から見れば、当時の新中間層にとって同盟会の改善事項は、新たな生活モデルとなり得た、とも指摘している²⁷⁾。

なおこれに関連して、「通俗道徳」と「生活モダニズム」という二つの価値を参照軸にして同盟会の提示した生活モデルを位置づけるならば以下のようになる。明治後期の新中間層上層が展開した簡易生活の運動は、「勤儉」を旨とする通俗道徳を基調として、日常生活の改善を目指すものであった。それに対して大正期の生活改善運動では、例えば棚橋源太郎が、

「[...] 労働能率の増進と緊張した態度とで、節約し得た時間余裕の利用は、また生活改善上特に重大視しなければならぬ点である。即ち適当に身体に休養運動なり、精神の慰安娯楽なり、精神の修養なりに有効に利用することを知らしめねばならぬ。」²⁸⁾

と述べたように、「勤儉」を求める通俗道徳と「豊かさ」を肯定する生活モダニズムとは「能率」「緊張した態度」という「合理性」の貫徹によって一応は矛盾なく結びつけられることもあった。つまり大正期の生活改善運動においては、新たに浸透してきた生活モダニズムが²⁹⁾、伝統的な通俗道徳の要素と、一面では矛盾を孕みつつ、他面では「合理性」という概念を媒介として共存していた側面もあったのである。このような、合理性に裏付けられる形でなら個人の生活の豊かさを認めるという生活改善運動の性格については、生活水準向上への個々人の欲求を肯定することで、人々の内発的参加を促す啓蒙運動としての側面が見いだせる、とする評価もある³⁰⁾。このように、「勤儉」に代表される通俗道徳と、「豊かさ」を肯定する生活モダニズム、という生活のあり方を巡る二つの価値がきしみつつも緩やかに結びついて同居していたのが、当時の生活改善運動であった³¹⁾。

以上、生活改善運動の対象・担い手の社会階層という観点から先行研究の再検討を行ってきたが、これを踏まえると以下のような構造が浮かび上がる。すなわち同盟会の活動は、都市新中間層上層の生活水準、またそれらの比較的同質な階層の人々による自発的な「実践」が暗黙裏に前提されていたが、そのような暗黙の障壁はある程度越境可能なものでもあり(それは

同盟会の提示する生活モデルの体系性が徹底していないことと裏腹でもあったが、また関係者自身が、新中間層上層という限定を超えた事業の広がり、すなわち「(社会)教育」という観点からの普及が不可欠であることをある程度切実に考えていたのである。

しかし、「越境可能」であることは逆に言えば越境すべき「障壁」自体の存在も認識されていたということである。実際、生活改善同盟会に対して、限定的な恵まれた層によって内輪で行われる実効性の少ない活動である、という評価が同時代において会の外部から与えられることも少なくなかった。そこで以下では、実際に大正期の同盟会が同時代のマスメディアの中でどのように描かれたかを確認したい。

Ⅲ マスメディアに見る生活改善の社会階層的位置

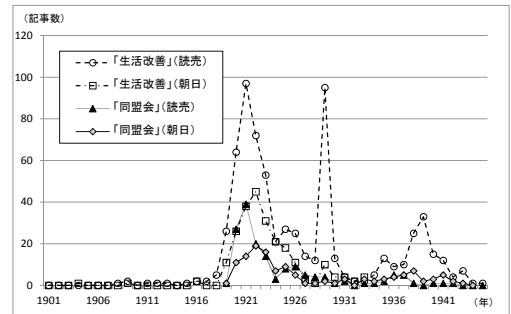
1. 新聞紙上に現れた「生活改善同盟会」

生活改善同盟会の活動について、団体の刊行物や関係者の著作、論考などに基づく検討はこれまでも少なからずなされてきた。しかし、この事業が関係者以外からどのような視線を注がれていたのかということについては、先行研究の中でも断片的な記述が見られるのみであり、ほとんど検討がなされていない。

以下では、1920年代の日報紙を取り上げ、生活改善同盟会の活動への当時の「視線」を検討する。本稿では当時の『東京朝日新聞』『読売新聞』『都新聞』において「生活改善同盟会」「生活改善」の語が題名・本文に含まれる記事を中心に検討した。

新聞記事数で見ると(図1)、「生活改善」への注目度は1920年代前半に集中している(読売新聞のみ、1929年、1937・38年に一時的な「生活改善」関連記事の盛り上がりが見られるが、これは浜口内閣下の教化総動員運動、第一次近衛内閣下の国民精神総動員運動に影響されたものと見られる)。またその注目度と生活改善同盟会への新聞の言及の度合いも概ね一致することから、同盟会に関する新聞記事の動向は、「生活改善」という取り組み自体への同時代の「視線」とも一定程度重なると思われる。

以下の作業について結論を予め先取するならば、生活改善同盟会の同時代におけるマスメディア上での扱われ方は、決して好意的なものばかりではなかった。むしろ、貴族的性格を持つ浮き世離れした団体、金銭に絡む醜聞にまみれた団体、という否定的な扱われ方も少なくなかったのである。もちろん、マスメディアでの描かれ方のみが、同盟会や生活改善運動に対して当時の人々がもつイメージを代表しているわけではな



注：「開蔵Ⅱビジュアル」「ヨミダス歴史館」を使用して、『東京朝日新聞』『読売新聞』各々において「生活改善」「生活改善同盟会」(1933年11月以降は後継団体である「生活改善中央会」)を題名・本文を含む記事のヒット数をカウントした。

図1 新聞上に見る「生活改善」「生活改善同盟会」の出現数

いが、ある団体や活動について特定の語り方がマスメディア上で繰り返されるということは、そのような語り方に対して、読者の一定程度の肯定的反応が存在している、またはそのような記述に読者が一定の影響を受けているということも意味する。ここではマスメディア上の記述が人々の意識と直ちに置換可能ではないという留保を付けつつ、設立当初の同盟会の同時代における外部からの描かれ方を辿ることとする。

2. 「貴族的」なるものへの批判

生活改善同盟会が1920年1月に活動を開始した直後から、運動の形態がそもそも「生活改善」にそぐわない、とする批判は見られた。例えば『読売新聞』紙上では、物価高騰の折、「改善を宣伝する婦人方が高価な美服を纏って得々として通行人に接するなど、何といふ矛盾撞着でせう」という投稿が1920年1月に掲載されている³²⁾。この種の批判的な記述は1921年になると頻繁に見られるようになる。同年1月の同盟会の新年会を報じた『東京朝日新聞』の記事では、「予て同会の実権を握る者の大部分は貴族富豪頭官等」であることから、会員の間に不満が高まっていると記述され、入澤常子(東京帝国大学教授入澤達吉の妻)、下田歌子(順心女学校校長)、本野久子(外交官・本野一郎の妻)、鳩山春子(共立女子職業学校創設者)らが、「社会的背景の大きい丈」の会員とされて批判対象となっている³³⁾。名指された女性の多くは愛国婦人会でも活動しており、「上流階級の婦人団体」という印象が当時強かった愛国婦人会のイメージ³⁴⁾が重ね合わされた部分も多分にあると考えられる。

また『読売新聞』の同年7月の記事は「殊に近頃会の調子が著しく貴族的になつて来て決議する事件は何

でもかでも貴族社会を標準にしてやつてのけるといふ非難が高い」と、会内での「貴族的」傾向を巡る対立を強調している。記事中では「貴族主義の巨頭」として、同盟会幹事、調査委員を務める鳩山春子と桜田節弥（日本銀行重役・桜田助作の妻）が檜玉に挙げられ、井上秀子（日本女子大学校教授）、吉岡弥生（東京女医学校創設者）等との対立の存在が記されている³⁵⁾。

これと同じ頃、同盟会の組織改革を目指す気運も新聞で触れられている。例えば、7月6日東京教育博物館で常任幹事が会合を行って改革案の協議を行い、法人化とそれに伴う組織整備を目指すことが報じられた。注目すべきは、このような動向が、「地方支部の熱心に対し中央本部は貴族的傾向を示し充実を欠く嫌ひある」と書かれたように、「貴族的傾向」を是正するための改革と位置づけて報じられたことである³⁶⁾。

このように「貴族的」なるものへの批判は、同盟会が新聞で批判的に言及される際の典型的モードになっていた。名指しされた鳩山、桜田等の同盟会内での言動が誰から見ても「貴族的」に映るものであったのか否かの詮索は措くとしても³⁷⁾、同盟会の活動が一面で上流階級のいわば「偽善」であり、「地方支部」なり「常任幹事」がその偽善と対立するという構図が、マスメディア上で描かれていたのである。

3. 金銭にまつわる「醜聞」と同盟会

生活改善同盟会をめぐっては、このような「貴族的」性格への批判と関わって、いわゆる金銭を巡る「醜聞」が1921～22年にかけて数多く報道されている。

例えば1921年7月には、桜田節弥が同盟会を利用して寺田合名会社の宣伝を行い千円の賄賂を得た、という内容が報じられた³⁸⁾。これに対して桜田は報道内容を否定した。即ち、同年2月の子供改良服展覧会（於・東京教育博物館）開催時に、桜田が同盟会の賛成を得てコール天服を同社に作らせ、展覧会内で同盟会の展示に付随して販売を行ったところ大繁盛したという経緯があり、それを踏まえ同社が同盟会に千円を寄付したのであって、桜田は寄付を取り次いだに過ぎないというものである³⁹⁾。事実関係の真偽はともかく、桜田が「貴族的」と批判されていることと結びつきやすい内容の報道ではあった。

ちなみにこの騒動には伏線があった。上記の展覧会では同盟会は新案児童服を市価の半額で会員にのみ販売しており、これに対して会員外の者は当日に会場で入会金、徽章代を払わなければ購入できなかったため、その販売方法の閉鎖性が批判されていた⁴⁰⁾。桜田を巡る騒動の根底には、そもそも展覧会での販売方法が、庶民感覚に乏しく生活改善の本旨からも離れているの

ではないかとする批判の視線があったと考えられる。

また1921年11月には、同盟会で会計主任を担当していた中山半が、会計辞任後に役員や資金寄付者に公開状（正確な内容は不明だが、同盟会の会計事務を巡って他の幹事を批判したものと考えられる）を発表し⁴¹⁾、他の幹事等がこれに反論する騒動も起こっている。同盟会は11月25日に記者会見を開き、中山が高利貸し・会社荒らしなどの前科があり、最初から私腹を肥やそうとして同盟会に参加していたと反論している⁴²⁾。この件は11月30日に行われた同盟会の幹事会、評議員会の議事でも取り上げられ、「不都合の行為」を行った会員に対する除名規定が設けられた上で、同盟会の会計事務については「毫末も不当の点なき」ものであり、中山の配布した公開状の内容は事実無根であるとして、中山に除名規定が適用された⁴³⁾。

その後、同年12月には中山が同盟会幹部を相手取り、名誉毀損で東京地方裁判所に告訴している⁴⁴⁾。これに関連して翌1922年4月には、同盟会の理事者間に業務上横領があったと東京地裁に告訴があり、理事の棚橋と宮田脩、及び中山が検事局の取り調べを受けており、中でも中山の取り調べは長時間に渡った⁴⁵⁾。その後、上記関係者が横領の罪で起訴されたとの報道はなく、同年8月には東京地裁の仲裁で中山による告訴が取り下げられ⁴⁶⁾、一連の騒動は一応の決着を見る。

このように金銭を巡る問題が多発した同盟会については、「又候ろ内部に小波瀾を惹起した」⁴⁷⁾、「兎角の批判のあつた」⁴⁸⁾、「始終ゴタへが絶えない」⁴⁹⁾といった形容句が当時の新聞記事上にしばしば記された。この種の騒動が多発した背景としては、同盟会の活動財源が実業界からの寄付金に大きく依拠していたという背景がまず挙げられる。また、「種々な関係から多くの商人が出入してゐる為稍もすると此の尊い社会事業が彼等の為め営利的色彩を現して来る」⁵⁰⁾という指摘が当時にも見られたように、商品購買と切り離せない生活改善運動の性格自体に由来する部分も大きかったと考えられる。

4. 〈脱却〉するべきものとしての「貴族的傾向」

1923年9月1日の関東大震災にともない、生活改善同盟会の活動は一時大きく混乱し、その後の活動については、マスメディア上では「停滞」を基調とした描かれ方がみられる。

同盟会は、財団法人化後の五カ年計画で基金集めが進まなかったことを受けて、1924年暮れから1925年初頭にかけは、理事会の陣容刷新（星野錫、本野久子が副会長に就任、井上秀子、戸野みちえ、嘉悦孝子等の女性理事の追加）を行い、種々の年中行事を廃止し

た上で独自の会館建設に乗り出そうとした⁵¹⁾。これらの刷新の試みはマスメディア上では、「毒にも薬にもならぬブルジョア連の道楽仕事に過ぎぬなど、とかくの噂があつて余り世間から相手にされなかつたものだが今度からはすつかり陣容を新たに不評判をとりかへすべく[……]」⁵²⁾と、これまでの「上流階級」の傾向を脱するものとして描かれている。

ただしこの会館建設の試みも、数年後には資金集めの難航により頓挫している。1929年9月には「生活改善同盟(ママ) 没落の悲運」と題された記事で同盟会は「余り芳しくない世評の中に兎も角も今まで余命をつないで来た」「もとへ有閑階級の暇潰しに作ったもので常に上流階級の生活改善のみ目標とし肝腎の中流以下の生活を度外視してゐる」等と活動の不活発さを批判されている。この種の批判に対し同盟会理事の川上喜市は「上流階級のみ目標とすることについては相当非難もあるので近頃では方針をかへ農村の生活改善を初めの中流階級各方面の改善に手を着けてゐる」と応じている⁵³⁾。同盟会役員も「上流階級に片寄る運動」という批判を受け止め、対象の下方拡大が同盟会の進むべき方向である、と認識していたことがうかがえる。

5. 上流階級批判の構造と同盟会

明治20年代半ば以降、上流階級(華族や富豪層)は「勤儉」的価値に対立する存在としてメディア上で語られることが多くなり、さらに明治末以降には、自らの蕩尽を隠蔽して「勤儉」を演技する「富豪」、「勤儉」を模倣するが意志薄弱さから脱落する軽薄な「華族」、といった侮蔑的な語り口で表象されることが多くなっていった⁵⁴⁾。このことは、日本において実質的権力を有した安定勢力として上流階級が成り立つ条件が欠けていたこと、よって上流階級文化への「憧れ」も希薄であったことを背景としている⁵⁵⁾。同盟会に対する「貴族的」という語による批判も、当時の上流階級に関する侮蔑的・否定的な語り口と共通するモードで描かれていたことは確かである。加えて金銭に絡む醜聞が少なからず報じられたことも、自らの蕩尽を隠蔽する／自らの意志薄弱さ故に勤儉から脱落する「上流階級」という当時の表象と共鳴するものであった。

このようにマスメディア上では、生活改善運動は「上流階級」のイメージで表象され、伝統的な通俗道徳のモードによる批判が行われていた。もちろん、生活改善同盟会の理念や活動形態には新中間層上層の生活を前提とした傾向が強く見られたことから見れば、同盟会を「貴族的」とする批判は、現実に華族・富豪層のみによる活動を対象としたもの(もちろんその側面も

皆無ではないが)と受けとるべきではない。また、これらの批判は、たまたま同盟会の中に会員間の不和や不祥事が相次いだから、という偶発的背景だけで説明できるものでもない。むしろ、新中間層上層を暗黙の前提とした活動の性格と、実際の都市住民の大多数の生活水準との距離から生まれる疑念・違和感が、根強い通俗道徳的価値観と結びついた上流階級批判という語り口によって表現されていた、と見ることができる。一方、同盟会関係者もまた、そのような批判を受け止めており、そこからの脱却(=対象・担い手の下方拡大)が求められるべきであるという自己認識は有していた。新聞紙上でも会内の改革は「貴族」的傾向からの訣別、離脱として描かれたのである⁵⁶⁾。

Ⅳ まとめに代えて

ここまでの検討をふまえ、同盟会という事例を通してみた当時の生活改善運動の性格と背景について、社会階層の観点から改めて整理したい。

同盟会の展開した生活改善運動は、新中間層上層(=明治的な「中流階級」)による風俗改良運動の性格を濃厚に受け継いでいた。しかしその生活モデルには、明治期の運動の通俗道徳的な性格だけでなく、生活の豊かさやゆとりを求める生活モダニズムの要素もある程度混在し、またその二つの理念が「合理性」によって緩やかに結びつく局面も見られるようになった。

そのような生活モデルの提示は、所得水準的には新中間層上層を想定していたからこそ可能となるものだったが、他方で生活改善運動は幾つかの点で階層的限定を越境しうるポテンシャルも内包していた。第一に、その生活モデルは前述の通り、全面に渡って首尾一貫したものではなかった。Ⅱで見たように、同盟会により提示されたモデル自体が通俗道徳と生活モダニズムの混交であり、改善項目の羅列的リストという性格を持っていた⁵⁷⁾。また第二に、生活改善運動自体が、新中間層上層を想定した「同盟」による運動とされつつも、同時に内容を広範に普及すべき「社会教育」として位置づけられたことも、生活モデルの前提となる社会集団の限定性を緩和する方向に作用した。

これらの要素により、同盟会の提示した生活モデルは、都市新中間層中・下層にとっては、前提とする所得水準には手が届かないものの、生産から切り離された消費生活・家族形態という基盤の共通性から、ある程度参照可能となるものとなっていた。またその他の階層においても、生活改善運動で提示された生活モデルの部分を選択的に導入することは可能であった⁵⁸⁾。

とはいえ、生活改善運動は生活モデル／担い手・対

象／活動形態いずれにおいても元来は新中間層上層に依拠した活動である故の反発を生んでいた。Ⅲで見たように、それは奥むめおのような「中産階級」批判となることもあれば、伝統的な通俗道徳と接続した上流階級批判の論理に基づく批判となることもあった。

このように、生活改善運動が持つ新中間層上層の活動としての「刻印」は、それが絶対的なものでない故に、他階層へ運動が浸潤しうる余地を残していたが、他方で運動が醸し出す階層的な「境界」は同時代にも明確に意識されており、運動への一定の批判を生むこととなっていたのである⁵⁹⁾。

【付記】

本稿は、2014年度科学研究費補助金（基盤研究（C）、「生活改善運動の多様性と変容過程に関する社会教育史研究」、課題番号：24531006）による研究成果の一部である。

【注】

- 1) 江幡亀寿『社会教育の実際的研究』博進館、1921年、245-255頁。
- 2) 森本厚吉「呪ふべき二つの生活」『文化生活』（文化生活研究会版）1巻3号、1921年、4頁。
- 3) 乗杉嘉寿「生活改善の意義」文部省普通学務局『社会教育講演集 完』1921年、8頁。
- 4) 磯野さとみ『理想の現実の間に -生活改善同盟会の活動-（ブックレット近代文化研究叢書6-）』昭和女子大学近代文化研究所、2010年、6頁。
- 5) 森本厚吉『生存から生活へ』文化生活研究会出版部、1921年、57-58頁。
- 6) 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房、1999年、68頁。
- 7) 田沼肇、野田正穂「サラリーマンの歴史」松成義衛他『日本のサラリーマン』青木書店、1957年、31-32頁。
- 8) 中村牧子「新中間層の誕生」原純輔編『近代化と社会階層（日本の階層システム1）』東京大学出版会、2000年、51-60頁。
- 9) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社、1966年、187頁、中島邦「大正期における「生活改善運動」」『史艸』15号、1974年、77頁、小林嘉宏「大正期における社会教育政策の新展開 -生活改善運動を中心に-」『講座 日本教育史』編集委員会編『講座日本教育史 第三巻 近代Ⅱ／近代Ⅲ』第一法規出版、1984年、327頁、小山、前掲、139-142頁、中川清「生活改善言説の特徴とその変容 -生活改善同盟会の改善事項を中心に-」『社会科学』42巻1号、

2011年。

- 10) 久井英輔「戦前の生活改善運動における「知識」と「実行」 -生活改善同盟会・中央会の性格とその変容に関する一考察-」『日本社会教育学会紀要』42号、2006年。
- 11) 生活改善展覧会の詳細については、江幡、前掲、149-162頁。
- 12) 1920年12月刊行の生活改善同盟会の会員氏名録によると会員数は2132人であり、そのうち東京府在住者が1120人と半数以上を占めていた。
- 13) 磯野、前掲『理想の現実の間に』21-22頁。
- 14) 生活改善同盟会編『生活改善同盟会会員氏名録』1920年、2-4頁。
- 15) 『生活改善』1号、1921年、1頁。
- 16) 「最近社会教育概観」『社会教育』2巻7号、1925年、75-78頁。
- 17) 「茶代廃止会」「簡易生活会」について詳しくは、久井英輔「明治後期における社会改良・家庭改良と「中等社会」 -『万朝報』『家庭雑誌』等における堺利彦を中心に-」『日本社会教育学会紀要』45号、2009年参照。
- 18) 生活改善同盟会『渋沢翁と生活改善』1931年、30-32頁。なおこの経緯については磯野、前掲、21-22頁も参考にした。
- 19) 「本会の諸事業」『生活改善』1号、1921年、42-43頁。同盟会の講師派遣活動について詳細に検討したものとしては、磯野さとみ「生活改善同盟会の活動に関する研究 -講演活動について-」『学苑・近代文化研究所紀要』803号、2007年。
- 20) 「本会録事」『生活改善』2号、108頁。
- 21) 同上、110-111頁。
- 22) 山口昌伴「生活改善同盟会を解説する」日本生活学会編『生活学 第23冊 台所の一〇〇年』ドメス出版、1999年、164-165頁。
- 23) 中川、前掲、80頁。なお中川は、新中間層全体と区別して特に新中間層上層を、歴史的経緯・含意を加味して「中流階級」と呼称している。
- 24) 奥むめお「大正九年の我婦人界の回顧」『女性同盟』4号、1921年、55頁。
- 25) 以下については中川、前掲、78-90頁に依拠した。
- 26) 中島邦「大正期の生活論」和歌森太郎先生還暦記念論文編集委員会編『明治国家の展開と民衆生活』弘文堂、1975年、442頁。
- 27) 小山、前掲、140、165頁。
- 28) 棚橋源太郎「生活改善とは何か」『社会と教化』1巻2号、1921年、14頁。
- 29) 具体例として、「科学性」を重視するアメリカ家

- 政学が明治後期から大正期にかけて紹介されるとともに、特に住宅の分野で生活モダニズムを基調とする比較的体系化された生活モデルが大正前期に考察され、同盟会の改善項目などにも大きい影響を与えている。瀧端真理子「生活改善運動における中流生活の提唱 - 台所改善を中心として -」『京都大学教育学部紀要』43号、1997年参照。
- 30) 小林, 前掲, 325-328頁。
- 31) この点に関し、満蘭勇『日本型大衆消費社会への胎動 - 戦前期日本の通信販売と月賦販売 -』東京大学出版会、2014年、6-12頁は、近代日本における消費をめぐる規範と実態を、「通俗道徳パラダイム」と「モダニティ・パラダイム」のせめぎ合いとして整理したものとして示唆的である。
- 32) 『読売新聞』1920年1月28日朝刊、4頁。
- 33) 『東京朝日新聞』1921年1月20日朝刊、5頁。もともとこの新年会に関する他紙の報道では、このような不平に関する記述には言及していないものもある。『都新聞』1921年1月18日、7頁。
- 34) 乾淑子「愛国婦人会というイメージ」『Image & Gender』7号、2007年。
- 35) 『読売新聞』1921年7月7日朝刊、5頁。
- 36) 『都新聞』1921年7月7日、7頁。
- 37) 例えば鳩山が会合に遅刻しても「平気で済ましてゐる」さまが「傲慢」振りとして当時描かれていた。『読売新聞』1921年7月7日朝刊、5頁。
- 38) 同上。
- 39) 『読売新聞』1921年7月9日朝刊、4頁。
- 40) 『読売新聞』1921年2月19日朝刊、4頁。
- 41) 『読売新聞』1921年11月25日朝刊、4頁。
- 42) 『読売新聞』1921年11月26日朝刊、4頁。
- 43) 「生活改善同盟会録事」『生活改善』3号、1922年、100-101頁。
- 44) 『読売新聞』1921年12月17日朝刊、5頁。
- 45) 『東京朝日新聞』1922年4月9日夕刊、2頁、4月11日夕刊、2頁。
- 46) 『読売新聞』1922年8月4日朝刊、5頁。
- 47) 『読売新聞』1921年11月25日朝刊、4頁。
- 48) 『東京朝日新聞』1921年12月1日夕刊、1頁。
- 49) 『読売新聞』1923年2月27日朝刊、5頁。
- 50) 『読売新聞』1923年6月19日朝刊、5頁。
- 51) 『読売新聞』1924年11月30日朝刊、7頁、1925年1月25日朝刊、7頁、同年3月4日朝刊、7頁。
- 52) 『読売新聞』1925年1月25日朝刊、7頁。
- 53) 『読売新聞』1929年9月9日朝刊、7頁。
- 54) 永谷健『富豪の時代 - 実業エリートと近代日本 -』新曜社、2007年、96-114頁。
- 55) 園田英弘「華族論」『日本研究』16号、1999年、83-84頁、同「近代日本の文化と中流階級」青木保他編『都市文化（近代日本文化論5）』岩波書店、1999年、111-112頁。
- 56) また当時の同盟会に対するメディア上の批判の語り口は、生活改善運動に階層的な限界性を見る宮坂広作、中嶋邦邦戦後の先駆的研究における評価と相似性がある。生活改善運動の想定する「生活」が階層的に偏っていたことは確かであったが、その観点から生活改善運動全体をネガティブに捉える視線自体が、大正期の言説構造を無自覚的に受け継いだものであるということにも留意する必要がある。
- 57) この背景として、新中間層上層の階層文化が、所得の格差という点以外には他の階層と隔絶化し固定化するほどの歴史の蓄積を持ち得なかった（園田、前掲「近代日本の文化と中流階級」112頁）という点にも着目できる。そのためこの階層はむしろ国民一般に共通する文化的要素（通俗道徳的価値観）も持ち合わせつつ、その所得条件から生活モダニズムの初期導入者としての役割を結果として担ったのではないかと考えられる。
- 58) 新中間層は生活モダニズム受容において確かに重要な位置にあったが、生活モダニズムを享受できたのは都市新中間層だけだったとする指摘は（小林、前掲、327頁）、この時点での実態の把握としては大まかな傾向を言い当ててはいるものの、生活モダニズム普及の動態性を捉える視点には欠けている。農民層等でも生活モダニズムの影響力は抽象的欲望のレベルでは小さくなかった。板垣邦子『昭和戦前・戦中期の農村生活 - 『家の光』にみる -』三嶺書房、1992年、i-vi 頁、満蘭、前掲、411-417頁。
- 59) ただし長期的・大局的に見れば、階層格差への視線に由来する反発を含みつつも、また通俗道徳的価値観により希釈されつつも、生活改善運動は生活モダニズムを各社会階層にもたらす上で一つの重要な契機になったと考えられる。また、同盟会の活動自体は昭和初期以降大きく注目されなくなったが、その改善項目が婦人雑誌に参照されることを通じて、間接的に新たな生活モデルの普及に大きな役割を果たしたと言える。竹田喜美子、加藤久絵「『婦人之友』にみる生活改善運動（1919-1933年）の展開 - 中流階級の暮らしに与えた影響 -」『学苑・近代文化研究所紀要』815号、2008年、大橋若菜、夫馬佳代子「雑誌『主婦之友』にみられる大正期の生活改善（2） - 掲載記事における生活改善運動の影響 -」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』59巻1号、2010年。